

予算管理／月次決算／中間決算／四半期決算

今回は、『予算管理／月次決算／中間決算／四半期決算』について概説する。

(ポイント)

- 収支予算書と予算管理
- 月次決算／中間決算／四半期決算

1. 収支予算書と予算管理

一般法人では、事業企画書、収支予算書等の作成は義務付けられていません。

一方、公益法人では事業企画書、収支予算書等の作成が義務付けられており、事業年度が開始するまでに、事業計画書、収支予算書、資金調達・設備投資の見込みを記載した書類を作成しなければなりません。なお、ここでいう収支予算書は収支計算ベースではなく、“損益計算ベース(正味財産増減計算書ベース)”で作成し、かつ事業別に区分されたものでなければなりません。

2. 月次決算／中間決算／四半期決算

月次決算とは、毎月の末日を決算日とみなして、当該月末までの経過期間の決算書等を作成することをいいます。

中間決算とは事業年度の半分(6か月)を経過した時点、四半期決算とは3か月を経過した毎に決算書等を作成することをいい、期中の状況確認のために行われるものです。

公益法人や一般法人では、法令に従い、事業年度の終了後に決算書等を作成しなければならないとされていますが、月次決算／中間決算／四半期決算については義務付けられていません。しかし、これらの月次決算／中間決算／四半期決算は、事業年度の中途における収益や費用の実績を把握することや、予算・実績分析による各事業の進捗状況の把握、収支の改善事項やその対策などの検討に役立つ資料に利用することができるというメリットがあります。

また、公益法人の場合、事業年度終了時点において適正な公益認定基準(財務基準等)を満たしていることが重要なポイントであり、期中において収支の状況を把握することにより、事業年度終了時点において適正な公益認定基準(財務基準等)を満たす見込みであるかどうか、一般法人(移行法人)の場合、適正な公益目的支出計画の実施ができているか等を把握することができるため、事業年度末に向けて対応策や改善策などを早期に検討することができます。

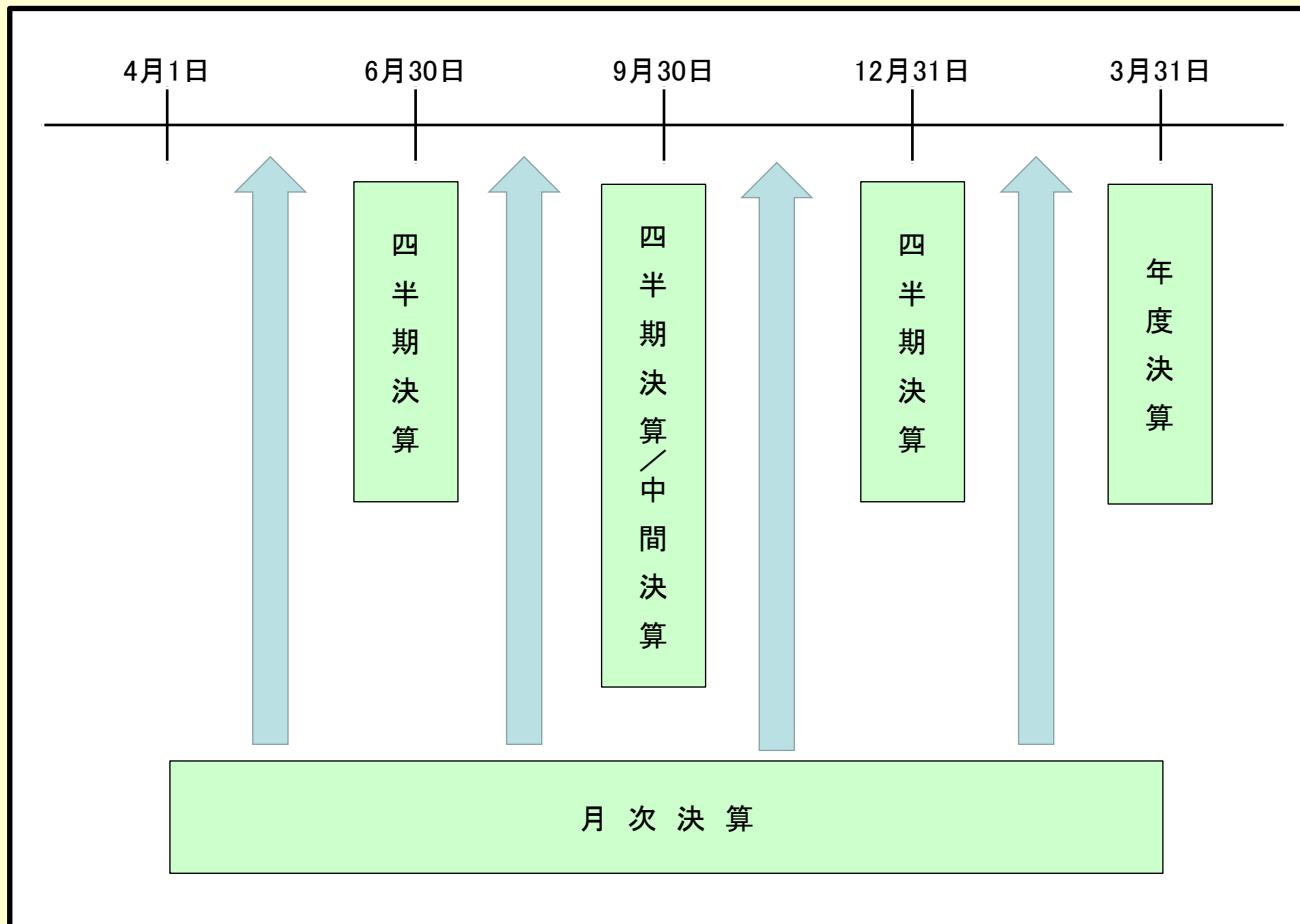
しかしながら、月次決算／中間決算／四半期決算は事務手続きの負担が増加することになるため、どの単位で実施していくのか、事務負担のバランスを考慮しながら実施していく必要があります。

(裏面に続く)



予算管理／月次決算／中間決算／四半期決算

月次決算／中間決算／四半期決算の流れ(3月決算の場合)



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

＜公益法人の区分経理＞

公益法人では、公益目的事業に係る収入や財産はそれ以外の事業等には使用できないこととされている。そのため、会計単位を公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3つの区分に分類し、それぞれの事業等の会計を明らかにする仕組みとなっている。収入や費用について、どの事業等の収入や費用かを明確に区分する必要があり、さらに費用については事業費と管理費に区分する必要がある。

公益法人の場合、事業年度終了時点において適正な公益認定基準(財務基準等)を満たしていることが重要なポイントであり、収支相償については各公益目的事業毎、公益目的事業全体で満たす必要がある。そのため、区分経理の誤りは財務3基準に影響を与える。適切に区分経理を行うために月次決算／中間決算／四半期決算を活用することで、期中の段階で事前に状況を把握することができるため、事業の数、事業の複雑性、職員の数などの管理体制を考慮しながら、どの単位で実施していくのか検討いただきたい。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。